

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に同居していた親夫婦（夫X1、妻X2）と長男夫婦（夫X3、妻X4）のうちX1及びX3が旧警戒区域内の工場で勤務していたが、原発事故により同工場が一時操業停止となったことに伴い、全員が避難し、親夫婦及び長男（X3）が、長男の妻（X4）及び長男夫婦の子らと別離するに至った申立人らについて、上記工場は操業を再開したものの、生産量が回復せず、X1及びX3が再び同工場で勤務することは困難な状況にあること、X4と同居している長男夫婦の子らが幼少であることなどの事情を考慮して、避難継続の必要性を認め、平成26年12月までの精神的損害等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下申立人ら4名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- | | | |
|---|--|-----------|
| 1 | 避難費用（交通費）
（平成25年4月29日～平成25年5月3日） | 2万4244円 |
| 2 | 避難費用（引越費用）
（平成25年5月4日） | 6万0900円 |
| 3 | 生活費増加費用（食費（自家消費分の米及び野菜））
（平成23年3月11日～平成26年12月31日） | 69万0000円 |
| 4 | 生活費増加費用（面会交通費）
（平成23年3月11日～平成26年12月31日） | 54万6400円 |
| 5 | 生活費増加費用（駐車場代） | |
| | （1） Aへの支払分
（平成24年4月分～平成26年7月分） | 22万1200円 |
| | （2） Bへの支払分
（平成24年8月分～平成24年12月分及び平成25年4月分～平成25年10月分） | 3万6000円 |
| 6 | 精神的損害（平成23年3月11日～平成26年12月31日） | |
| | （1） 申立人X1分 | 280万0000円 |
| | （2） 申立人X2分 | 280万0000円 |
| | （3） 申立人X3分 | 280万0000円 |
| | （4） 申立人X4分 | 352万0000円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金1349万8744円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年2月19日

（仲介委員 舟久保賢一）